

	テーマ	意見の要約	対応案修正前	対応案修正後	種別
10	自治の主体	「主体」という言葉というのは、主権者であるという観点から言うと、少し不十分ではないかと思っております。「主権者であることを自覚し」というぐらいに書いていただきたい。主権者であるということを最初の、前文のところで明確にさせていただきたい。	この条例では、市民の定義を限定的にとらえていないため、このような表現としている。	「主権者」という言葉は国民全体に対する概念であり、都道府県・市町村単位の主権者という概念はないものと考えている。また、本条例では「市民」を居住者に限らず通勤・通学や活動する人も含めて幅広く定義し、市民参加の対象としているため、その場合「主権者」という言葉は適当ではないという判断のもと、「主権者」ではなく「主体」という言葉を使用している。	市民意見交換会
38	教育	市民自治のまちづくりの担い手であるという意識をもって、子供たちが育つことがすごく大切だと思うので、学校教育の現場の中で、どういふうに自治のまちづくりを進めるのかということを取り上げて、子どもたちと一緒に考えていくという取り組みが今後必要なのではないかと思えます。そういう意味では、教育の中で、自治のまちづくりに向けた取り組みを進めるような文章を入れていただけないかと思えます。	条例制定後の取り組みとして、学校における子どもたちへの今条例の周知の実施を検討していく。	条例の内容の周知については子どもから大人まで幅広い世代に分かりやすいものを整備するよう努める。	市民意見交換会
64	その他	市民や事業者について定義しているが、暴力団追放について記述する必要はないか。	ご意見の趣旨はこの条例とは別のものと思われる。	自治基本条例の制定目的は自治及び市政運営に関し、市民・市議会・市長等の役割を明確にするものであるため、ご意見の趣旨はこの条例とは別のものと思われる。なお、暴力団追放は市民生活の安全性の確保のために重要な要素であり、「武蔵野市暴力団排除条例」においてとるべき具体的な措置などを定めている。	職員意見
65	その他	「自治」「市民参加」と「協働」という用語を使用するのであれば、定義規定を置く必要があると思う。単独の用語として使用するには条例としてはあいまいな感じがする。	「自治」については骨子案P3の用語の説明のとおりであるが、条例案を作成する際に検討するよう市に伝える。「市民参加」「協働」については基本原則として規定する。	「自治」については骨子案P3の用語の説明のとおりであるが、定義規定を置くかどうかについては条例案を作成する際に検討する。「市民参加」「協働」については基本原則として規定する。	職員意見
88	文書保存について	文書作成と保管義務に関する規定を追加してください。文書を作らない、保管しないことによつて情報が葬られ、市民の知る権利が損なわれることの無いようにしていただきたい。	文書作成及び保管については、武蔵野市文書管理規則で別途規定されている。	文書作成及び保管については武蔵野市文書管理規則及び武蔵野市歴史公文書等の管理に関する条例で別途規定されているが、情報共有の前提となる重要な要素であるため、行政の政策活動の原則の項目に追加する。	パブリックコメント
106	子どもたちの学び	市の将来に配慮することの担保として、教育の場でもっと武蔵野市のことを子供たちに学ばせる必要があると思う子供たちは自分の住んでいるまちに関心がなすぎる幼児期から武蔵野市に触れる時間をもっと作る必要性を切に感じる。	条例制定後の取り組みとして、学校における子どもたちへの今条例の周知の実施を検討していく。	条例の内容の周知については子どもから大人まで幅広い世代に分かりやすいものを整備するよう努める。	パブリックコメント
109	市民の権利	「市民の権利」についてどのように検討されたのか。	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	他の自治体では市民の責務(義務)に対する権利、ということで項目を設けているところもあるが、懇談会の議論においては、情報共有の項目の中の「知る権利」など権利条項についてはそれぞれの項目の中に入っているため、単独の項目としては設けないという整理がなされた。	議会各会派等
110	市民の権利	武蔵野地方自治法のように住民自治と団体自治のことが多く、住民がどういう権利を持っているかという権利条項が余りないなと感じました。したがって、やや武蔵野市のガバナンス法になっているという印象に感じました。そういう点で、権利条項を「総則」の後ぐらいに持ってきて、その後「役割」の問題が出てくるのではないかなと思います。	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	他の自治体では市民の責務(義務)に対する権利、ということで項目を設けているところもあるが、懇談会の議論においては、情報共有の項目における「知る権利」など権利条項についてはそれぞれの項目の中に入っているため、単独の項目としては設けないという整理がなされた。	市民意見交換会
125	市民の役割	市民の役割と権利の両方を併記してほしい。	市民の権利については項目として設けることはせず、他の項目それぞれの中に入れるという整理をしている。	他の自治体では市民の責務(義務)に対する権利、ということで項目を設けているところもあるが、懇談会の議論においては、情報共有の項目における「知る権利」など権利条項についてはそれぞれの項目の中に入っているため、単独の項目としては設けないという整理がなされた。	市民ワークショップ
133	市民の役割について	「市民は自治主体であり」を「市民は主権者であり」としていただきたい	市民の定義については、事業者も含め、市政参加を広く促すという趣旨で、あまり限定的にとらえる必要はないという議論を行ったこともあり、「自治の主体」という表現としている。	「主権者」という言葉は国民全体に対する概念であり、都道府県・市町村単位の主権者という概念はないものと考えている。また、本条例では「市民」を居住者に限らず通勤・通学や活動する人も含めて幅広く定義し、市民参加の対象としているため、その場合「主権者」という言葉は適当ではないという判断のもと、「主権者」ではなく「主体」という言葉を使用している。	パブリックコメント

	テーマ	意見の要約	対応案修正前	対応案修正後	種別
149	情報共有の対象	会議の公開非公開の判断は、これまで会議体に委ねられてきたが、条例制定後も、正当性の判断を含め、会議体に委ねられるものと考えて良いのか、それとも正当性については予め限定されるのか、その辺りがよくわからない。	本条例は他の条例の解釈の基準となる基本的な条例であるため、会議の公開の是非については会議体の判断に委ねるものではなく、骨子案素案のとおり「原則公開とする」ことを想定している。ただし、その上で非公開とすべきかどうかについてはそれぞれの会議体に委ねられていると考える。	本条例は他の条例の解釈の基準となる基本的な条例であるため、骨子案素案のとおり「原則公開とする」ことを想定している。ただし、その上で会議で扱う事案に応じて非公開とすべきかどうかについての判断はそれぞれの会議体が行うものとする。	職員意見
183	市民参加について	市民参加の対象事項が、かなり限定的とされているのは、疑問です。		これまで市民参加の方法について明文化された規定がなかったため、本条例において市民の市政参加の権利を保障することを位置づけるために本項目を設けている。長期計画や重要な条例の制定・改廃等についてはこれまで任意で行っていたパブリックコメントの募集と応答、及び意見交換会の開催を原則として行うことを新たに制度化するもので、対象事項を限定する趣旨ではないが、わかりにくい点については表記を改める。	パブリックコメント
184	市民参加について	市民参加の方法として、市民委員参画を必須とするべきです。多様な方式を盛り込んでください。無作為抽選市民のワークショップはアンケートのようなものです。ワークショップには、手を上げる市民も含めるべきです。	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。		パブリックコメント
187	市民参加の対象事項	市民参加の範囲が、計画策定への意見提出や公募委員としての参加など、策定過程における狭い範囲のように受け取れる。計画策定に参加し、決定し、実行することまでが市民参加であり、自治であると思う。		これまで市民参加の方法について明文化された規定がなかったため、本条例において市民の市政参加の権利を保障することを位置づけるために本項目を設けている。長期計画や重要な条例の制定・改廃等についてはこれまで任意で行っていたパブリックコメントの募集と応答、及び意見交換会の開催を原則として行うことを新たに制度化するもので、対象事項を限定する趣旨ではないが、わかりにくい点については表記を改める。	職員意見
188	市民参加の対象事項	市長等が実施する市民参加の対象事項として、長期計画の策定のみならず『推進に関与』を追加して欲しい。策定のみでなく、実施状況をチェック検討することまで参加とすべきだ。(第5期武蔵野市廃棄物処理基本計画における市民会議のように)	市民参加の方法として挙げたものは、パブリックコメントと意見交換会を原則行うものとし、それ以外は例示として掲げ、「事案に応じて適切に取り入れていく」としている。		パブリックコメント
204	貧困層の市民参加について	市民参加に関しましては貧困層等に関しましては実質的に道を閉ざされています現状を鑑み、現状を打開する政策の必要性を合わせて唱うべきである。これは第二章の「市民の役割」案にも反映されるべきものである。	貧困層等の方々へ実質市民参加の道が閉ざされているか否かは判断できないが、いずれにしても市民参加が促進されるよう、この条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	貧困層等の方々へ実質市民参加の道が閉ざされている状況とは認識していないが、いずれにしても市民参加が促進されるよう、この条例で自治及び市政運営に関する基本的事項を定め、市民・市議会・市長等の役割を明文化するものとする。	パブリックコメント
294	協働を行う主体	協働は市と市民活動団体との共同の取り組みであるので、協働のところの記述で「市は公共的な課題の解決に向けて…」というところを「関係する市民活動団体と」に変更(追加)をして欲しい。	ご意見の趣旨については、条例案作成、その後の説明の段階で工夫するよう市に伝える。	ご意見の趣旨については、条例案作成、その後の説明の段階で工夫する必要がある。	パブリックコメント
300	コミュニティに関する表現方法	コミュニティについて自然発生的に…という表現がすごく気になる。そんな生易しいものではなく、日々、色々なことを試行錯誤しながらやってきて、ようやく形になったかな、というくらいです。コミュニティの自然発生的にというところの形容をもう少し考えていただきたいなと思います。	コミュニティづくりの歴史的背景については、ご意見を踏まえ、条例案を作成する際に改めて精査してもらおう市に伝える。	コミュニティのところに關しては、ご意見を踏まえ、趣旨・説明を修正、加筆する。	市民意見交換会
302	コミュニティについて	自然発生的にできたコミュニティという発想は理解できません。懇談会での意見にあったように、誰かの大きな努力なしにはできるとはとも思えません。その努力を後押しするのがこの自治基本条例だと思いますから、そのような文言を入れてください。	コミュニティづくりについては一定の記載を行っているところであるが、市の歴史的背景については、条例案を作成する際に改めて精査する必要がある。	コミュニティのところに關しては、ご意見を踏まえ、趣旨・説明を修正、加筆する。	パブリックコメント 議会各会派等
311	連帯という表現	「コミュニティ」の項に「連帯」とあります。考えはわかりますが、現在日常的に使う言葉ではなくなっていると思いますので、「市民同士のつながり」等にしてはいかがでしょうか。	意味合いは変わらないと思われるが、条例化する際に検討する必要がある。	表現については、条例化する際に検討する。	パブリックコメント

	テーマ	意見の要約	対応案修正前	対応案修正後	種別
332	職員の定義	職員の定義が必要。市民は、本庁職員だけでなく、外郭団体の担う業務もほとんど市と等しく受け止めており、外郭団体職員も職員と考えないと、条例が働き出しでも期待に応えきれない。			パブリックコメント
333	財政援助出資団体	財政出資団体は市の本来業務を外出して行われているところが結構あると思う。これは本来市の職員の責務を代行しているわけです。それらの職員の位置づけが、条例から排除されており、市長のもとで適切な指導監督を受けられないということで、市民自治の一翼を担うような形になっていないのではないかと不安をすごく感じます。市役所にいる職員だけでなく、財政出資団体などの市の本来業務を担っている団体、職員についても、自治を担っているというふうにしていただき、今後、条例の中にもうまく盛り込んでいただきたい。	情報共有についての議論の際、責任の主体として市長等及び市議会だけでなく、さらに「公共的な責任を負う事業者や市民団体等」を含めるべきかについての検討が今後必要、としているので、その関連で職員の定義については条例案作成の際に検討する必要があると考える。	財政援助出資団体は市とは別団体であり、団体の自主的な経営を促進する観点からも本条例を直接適用することはできないと考える。一方で、ご意見の中にもあったように、財政援助出資団体の業務は市政と密接に関連するものも多いので、本条例では、団体に対する適切な指導・監督等、市の関わりについて規定することとしている。	市民意見交換会
334	財政援助出資団体について	財政援助出資団体にも自治基本条例が準用されることを明確にして欲しい。例えば自主三原則によるコミセン活動の正当性は、その活動が自治基本条例の原則に則していることであると思います。			パブリックコメント
335	職員の定義	職員の責務に関連して、職員の定義が必要である。その際、正規職員のみならず嘱託等の非正規職員、さらには財政援助出資団体の職員(正規及び非正規)も含めるべきである。			パブリックコメント
336	財政援助出資団体	市から直接的なものだけではなく、第三セクターである財援団体を通じて、いろんな公共サービスの担い手があると思うので、援助団体に対しても、自治基本条例の精神がきちんと遵守されるということを何らかの形で、この条例の中に書いていただきたいと思えます。運営の最も基本的なルールがこの自治基本条例にあるんだということが何らかの形で触れられるように、そのことをぜひお願いしたいです。			市民意見交換会
337	財政援助出資団体について	市のサービスが多くの財政援助出資団体や委託によって担われている実態があり、素案の「適切な指導監督」との記述で十分なのか、疑問です。			パブリックコメント
339	財政援助出資団体	高齢者の分野、障害の分野、子ども・子育ての分野等々で、財援団体において非常に多くの人たちが、実際に自治体の担うべき役割を担っていただいている。財援団体のことが書かれたというのは大変いいと思うが、もう少し記載していただきたいと思えます。	本条例は自治の推進にあたって必要となる基本的なルールについて定めるもので、本条例に記載された内容を担保するための制度や手法などの詳細については別で規定することとなる。	財政援助出資団体は市とは別団体であり、団体の自主的な経営を促進する観点からも本条例を直接適用することはできないと考える。一方で、ご意見の中にもあったように、財政援助出資団体の業務は市政と密接に関連するものも多いので、本条例では、団体に対する適切な指導・監督等、市の関わりについて規定することとしている。	市民意見交換会
348	政策法務の推進	主語は「市長等」でなく、「市」ではないのか。(議会も立法機能を担っている。)	議会が法律の定めにより立法機能を担っていることはご指摘のとおりだが、本章は「行政の政策活動の原則」ということで、執行機関としての原則を記載しているため、敢えて主語を「市長等」としている。	本章は「行政の政策活動の原則」ということで、執行機関としての原則を記載しているため、敢えて主語を「市長等」としていたが、議会が法律の定めにより立法機能を担っていることはご指摘のとおりであるので、ご意見のとおり修正する。	議会各党派等
353	職員の責務	職員の責務として、「災害等の緊急時において最前線に立つ」といきなり、これまでと次元の違う具体的なことがうたわれており違和感を感じる。職務として「市民の安全確保に尽力」するが、災害時の職員の責務を強調しすぎであると感じる。それであれば、災害時にこそ市民との「協働」をうたうべきと感じる。(そもそも自治基本条例に「災害時」のことをわざわざ記載し、しかも「職員の責務」にだけうたうことに違和感がある)	懇談会において、市の職員の災害時の役割というのは最も特徴的な部分のひとつであるという議論がなされたことを受け、骨子案素案にそのことを盛り込んでいる。市民については、市民の役割の項に「自治の主体であることを自覚して行動すること」の記載の背景として、安心して生活できる環境を自ら守るように努めることなどを意識している。	懇談会では、市町村の職員は、国や都道府県の職員と比較してより身近なところで職務に当たっており、そのことが特徴的に表れるのが災害時という議論がなされた。そのことを受け、骨子案素案に盛り込んだが、ご意見を踏まえて表現については改めることとする。	職員意見
354	職員の責務の表現	「職員の責務」に「最前線に立つ」とあります。心意気はありがたいのですが、文言が強すぎる感じがしますので、カットしてもよいのではないかと思います。	懇談会での議論においても、市の職員の災害時の役割においては、国や都道府県の職員と比較してより住民に身近なところで職務に当たることが特徴であるという話がなされたことを受け、「最前線に立つ」という言葉を用いているが、表現については条例案作成の際に検討する。	懇談会では、市町村の職員は、国や都道府県の職員と比較してより身近なところで職務に当たっており、そのことが特徴的に表れるのが災害時という議論がなされた。そのことを受け、骨子案素案に盛り込んだが、ご意見を踏まえて表現については改めることとする。	パブリックコメント
376	平和	唐突にならないような流れで書けると良いと思う。平和でなければ自治が語れない、国際的な友好関係があるから、外国人も含めた市民にとって開かれたまちになる、というような。	ご意見として承る。	ご意見を踏まえ、平和の章に加筆したい。	職員意見

	テーマ	意見の要約	対応案修正前	対応案修正後	種別
394	改正手続	条例の見直し規定については、議論の必要があると考ええる。	改正手続についての議論はあったが、「見直し規定」という切り口での議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。	懇談会の議論では、重要な条例の制定・改廃については、原則パブリックコメント及び意見交換会を実施するなど市民参加により行うこととしており、こうした機会をきちんと確保すべきだが、改正の要件は他の条例と同じで良いという結論に至っている。	議会各会派等
395	改正手続	条例の実効性を担保するためにも、どこかに見直し規定を設ける、4年に1回設けるとか、ある程度設けておいたほうが持続性が高まるのではないかと考える。			議会各会派等
396	改正手続	将来、自治基本条例を改正する議論が出たとき、改正の手続きやルールを定めておく必要はないか。	条例の最高規範性についての議論の際に、改正の要件を厳しくするかどうかという検討を行ったが、そこまでかたくしなくてもよいという結論に懇談会では至った。		職員意見
397	改正手続	自治体の憲法との位置づけであれば、安易に改正できないようにするべきだと考えますが、可能なのでしょうか？			職員意見
398	改正手続	(憲法で議論されているような)条例の改定手続等について定める必要性や予定はあるか？			職員意見
401	子どもの権利について	子どもの権利を保障する取組みは、市におけるすべての人々の自治と共生を進めるものであると考える。何らかの記載をお願いしたい。	人権についての議論はあったが、「子どもの権利」という切り口での議論はこれまで懇談会では行っていないので、ご意見を踏まえて検討する。	すべての人々の中に当然子ども含まれると考えているが、ご意見を踏まえ、趣旨については前文及び用語の定義の中に記載することとしたい。	議会各会派等
411	条例制定の意義	これからの武蔵野市のあり方は、市民によって方向性が決められ、市民から信託を受けた市長と議会がそれを担う。市長や議会は市民が決めた方向性から逸れないよう、その仕組みをこの条例に盛り込む。また、強い権利を持って市の方向性を決めた市民には、武蔵野市の将来に対して(自分の行使した権利に対して)責任がある、と思う。現在、市民が、そのような権利も責任もいらない、市と議会がいいようにやってほしい、と思う気持ちが大部分であるなら、「市民自治」を掲げた自治基本条例は必要ないと思う。	市民の責任(責務)に関しては条例案作成の際に検討する。	他自治体では市民の責務を規定している自治基本条例も存在するが、懇談会の議論においては、自治基本条例は行政を縛るものであり、市民に対して「責務」という形で何らかの責任を課すことが必ずしも市民自治の推進にはつながらないと思われる、という話でまとまったため、「市民の役割」のままとする。	職員意見
416	条例制定のプロセス	住民投票を規定する自治基本条例こそ、その是非を住民投票にかけるべきではないか。	条例の最高規範性についての議論の際に、改正の要件を厳しくするかどうかという検討を行ったが、住民投票を要件にするとハードルも大きくなって、改正もできなくなるので、そこまでかたくしなくてもよいという結論に懇談会では至った。	重要な条例の制定・改廃については、原則パブリックコメント及び意見交換会を実施するなど、市民参加を実施することとしており、こうした機会をきちんと確保した上で、制定や改正の手続は他の条例と同じように行うべき、という議論がなされた。	議会各会派等
417	条例改正の方法	条例の改正の方法を条例内に入れるべきではないか。			市民ワークショップ
419	条例の必要性	何故この時期に市民自治(条例)が必要になったかが理解できない。	自治基本条例の制定は邑上前市長の選挙公約で、議会に関する項目も含めた「総合型」の条例制定を目指して、数年前から議会側と任意の懇談会という形で断続的に話し合いを行ってきた。その後、議会において議会基本条例制定の話が別で持ち上がったことを一つの機に、市議会議員をメンバーに含む懇談会が設置されることとなり、まずは条例の骨子案の作成に向けた検討がスタートした。	地方分権の進展に伴い、地方自治法の改正をはじめ制度の選択制が広がってきており、自治体としてどうしていくかが求められている中、本市では、数年前から議会に関する項目も含めた「総合型」の条例制定を目指して、議会側と断続的に話し合いを行ってきたこと、議会においても議会基本条例制定の機運が高まってきたことなどもあり、条例の骨子案の作成に向けた検討がスタートした。	パブリックコメント